

栃木県建設共同企業体取扱要領

(目的)

第1 この要領は、栃木県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第2 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められた場合とする。

(種類)

第3 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して、県の発注する工事毎に結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4 特定建設工事共同企業体対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、工事の規模が次に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合はこの限りではない。

(1) 対象工事の種類

イ 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、空港、堰、下水道の大規模土木構造物及び大規模建築物、大規模設備等の建設工事）

ロ その他、特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする建設工事

(2) 対象工事の規模

土木工事 概ね 2.5億円以上

建築工事 概ね 5億円以上

設備工事 概ね 2億円以上

第4の2 前条の規定かわらず、円滑な施工を図るために技術力を結集し、共同企業体による施工が必要であると知事が認めた工事については、特定建設工事共同企業により施工することができる。

(構成員数)

第5 共同企業体の構成員の数は、原則として2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第6 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付けが栃木県建設工事請負業者選定要綱(以下「選定要綱」という。) 第4条に規定するS A等級又はA等級に属する者の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めたときは、B等級に属する者を含めた組合せとすることができます。なお、格付けを行わない工種の構成員の組合せについては、構成員間の施工力、経営力の均衡に留意するものであること。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近二等級までに属するものの組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第7 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年以上営業年数を有すること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において構成員は、同一の業種で2以上の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年以上営業年数を有すること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9 特定建設工事共同企業体の代表者は当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業者の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(特定建設工事の決定)

第10 環境森林部長、農政部長及び県土整備部長並びに企業局長（以下「工事担当部長等」という。）

は工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事（以下「特定建設工事」という。）を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式等)

第11 特定建設工事共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

(1) 工事担当部長等は、構成方法等、当該特定工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成方式を決定するものとする。

(2) 工事担当部長等は、結成方式等を決定したときは、別紙様式第3号により県土整備部長へ報告するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第12 工事担当部長等は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格審査の申請を行わせるものとする。

(1) 結成方式及び特定工事の内容

(2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

3 本条第1項第2号に掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別紙様式第4号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(3) 各構成員の次に掲げる書類

・申請日において有効な建設業許可通知書の写し（許可通知書に代えて「建設業許可証明（確認）書」の写しを添付する場合は申請日から3か月以内に発行されたものとする。）

・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し

・申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は受付印の押印のある総合評定値請求書の写し）

4 委任状については、その委任内容によりその都度作成し、写しを提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第13 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部(組)を知事に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の資格審査及び格付け)

第14 前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体については、入札参加資格審査を行い、適格なものに資格を認めるものとし、格付けを行う工種については、次の各号により行う。

(1) 構成員の級別格付けが異なる場合は、上位の構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

(2) 構成員の級別格付けが同一の場合は、当該構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

2 県土整備部長は前項の格付け等の結果を当該工事担当部長等に通知し、工事担当部長等は特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(指名業者の選定)

第15 前条第2項の通知を受けた工事担当部長等は、それぞれの指名選考委員会において、当該特定建設工事共同企業体の指名を行うものとする。

2 当該特定建設工事共同企業体の結成数が予定数に満たなかった場合は、第12条の手続きを経て業者を追加することができる。

(特定建設工事共同企業体の有効期間)

第16 県が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帶してその責を負うこととする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(経常建設共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請手続)

第17 経常建設共同企業体の指名競争入札参加申請の申請期間は知事が別に定める期間とし、次の各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(別紙様式第1号)

(2) 経常建設共同企業体協定書の写し

(3) 経営規模総括表(別紙様式第2号)

(4) 各構成員の次に掲げる書類

- ・申請日において有効な建設業許可通知書の写し(許可通知書に代えて「建設業許可証明(確認)書」の写しを添付する場合は申請日から3か月以内に発行されたものとする。)

- ・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し
 - ・申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は受付印の押印のある総合評定値請求書の写し）
- 2 委任状については、その委任内容によりその都度作成し、写しを提出するものとする。

（経常建設共同企業体の資格審査及び格付け）

第18 経常建設共同企業体の資格審査については、選定要綱及び栃木県建設工事入札参加資格審査要領（以下「審査要領」という。）の定めるところによるが、審査要領第5条の経営事項審査評価事項については、次の各号に掲げるとおりとし、技術評価事項については、これを行わないものとする。

- (1) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完工工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (2) 経営状況の評点は、各構成員について算出される経営状況の評点の平均値によるものとする。
- (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した、各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (4) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

（経常建設共同企業体の有効期間）

第19 経常建設共同企業体の有効期間は、入札参加資格を認定した日の翌日から翌々年度において新たな資格が認定されるまでの期間とする。ただし、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帶してその責を負うこととする。

（その他）

第20 この要領に定めのない事項は、選定要綱及び審査要領の定めによることとし、その他必要な事項は、県土整備部長がこれを定める。

（準用）

第21 測量・建設コンサルタント等業務の共同企業体については、この要領を準用する。ただし、この場合には格付けを行わないものとする。

（附則）

- 1 この要領は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 この要領による改正後の栃木県建設工事に係る共同企業体取扱要領は、平成元年4月1日以後結成される共同企業体について適用し、同日前に結成されている企業体については、なお従前の例による。

（附則）

この取扱要領の改正は、平成6年6月6日から適用する。

（附則）

この取扱要領の改正は、平成7年6月16日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成8年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成11年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成15年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成16年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成19年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成19年6月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、令和2(2020)年4月1日から適用する。

(附 則)

この取扱要領の改正は、令和6(2024)年4月1日から適用する。